

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月8日、9日及び27日に実施した病院局定期監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 城下 広作
 同 池田 和貴

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
病院局	<p>(源泉所得税等に係る不納付加算税の支払いについて)</p> <p>平成28年2月給与分の源泉所得税及び復興特別所得税について、法定納期限までの納付が遅れたことから不納付加算税を支出している。</p> <p>源泉所得税等については、法定納期限内に適正に処理のうえ納付すること。また、システム導入等による事務処理の効率化について検討を進めること。</p>	<p>事案の発生後、業務分担の見直しにより、比較的早い時期に所得税関係の事務に着手できるようになり、以後、同様の事案は発生していない。</p> <p>また、次の取組みによる事務量の軽減により、所得税関係の事務を含む全体的な事務処理の効率化につなげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費支給事務について、一部自動計算によるシステムを導入し、作業時間を短縮。